政令第六十四号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等

の凍結等に関する特別措置法等の一

部を改正する法律

令

を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産

和四年法律第九十七号)の一 部の施行に伴い、 並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成十九

法律第二十二号)第八条第二項並びに国際的な不正資金等の移動等に対処するための 国際連合安全保障 理事

会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの 財産の凍結等に関する特別措置 法等

の — 部を改正する法律附則第八条第一項、第二項及び第四項並びに第九条の規定に基づき、この政令を制定

する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成二十年政令第二十号)の一部を次のように改正す

る。

第一条中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

一 疑わしい取引の届出を行う特定事業者の名称及び所在地

疑わしい取引の届出の対象となる特定受任行為の代理等 (以下この項において「対象特定代理等」と

いう。)が発生した年月日及び場所

三 対象特定代理等が発生した業務の内容

兀

対象特定代理等に係る行為又は手続の内容

(当該行為又は手続が財産に係るものである場合にあって

は、 当該財産 の内容を含む。)及び特定事業者において知り得た当該行為又は手続の 目的

五. 対象特定代理等に係る顧客等又は取引に係る法第四条第一項各号に掲げる事項

六 疑わしい取引の届出を行う理由

七 その他主務省令で定める事項

第十九条中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 貿易法の する法律 六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正 この政令は、 目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。)の施行の日 (以下「改正法」という。) 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百 附則第一条第二号に掲げる規定 (同号に規定する外国為替及び外国 (令和六年四

(本人特定事項 \mathcal{O} 確認を行ってい る一般顧客等との取引に準ずる取引等)

月一日)

から施行する。

第二条 施行 う。)以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、 間で行う第二号施行日以後の取引のうち、 う。以下同じ。)が合併、 合における当該司法書士等が同項に規定する顧客等(以下この条において「一般顧客等」という。)との 日前 改 正 0 法附 取引の際に改正法第六条の規定 則第八条第一 事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場 項の改正法附則第三条に規定する第二号施行日 当該 (改正法附則第一条第二号に規定する犯罪収 他の司法書士等が、 司法書士等 当 該 (同項に規定する司法書士等をい 般顧客等との間で行った第二号 (以 下 「第二号施行日」とい 益移転防 止 法 第四

条等の改正

規定に限る。

以下同じ。)による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律

(以 下

旧

法」という。) 第四条第一項又は第二項の規定による確認(以下この条において「旧法確認」という。)

六条第一項の規定により作成した確認記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等 を行い、かつ、当該旧法確認について犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「法」という。)第

が当該

確

認記録を保存している一般顧客等に係るものとする。

2 代表者等 顧客等であることを確かめる措置をとった取引 めるところにより、 改正 法附則第八条第一項の政令で定める第二号施行日以後の取引は、 (法第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下同じ。) になりすましている疑いがあるもの 当該取引を行う一般顧客等が第二号施行日前の取引の (当該取引の相手方が当該旧法確認に係る一 当該司法書士等が、 際に旧法確認を行っている一般 般顧客等又は 主務省令で定

及び当該旧法確認が行われた際に本人特定事項 (法第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。

以下同じ。)を偽っていた疑いがある一般顧客等(その代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある

一般顧客等を含む。)との間で行うものを除く。)とする。

3 適用については、 第二号施行日以後の取引が第一項に規定する取引である場合における改正法附則第八条第三項の規定の 同項中 「改正法附則第八条第一項及び第二項」とあるのは、 「犯罪による収益の移転防

止 に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和六年政令第六十四号)附則第二条第一項」とする。

(本人特定事項の確認を行っている特定社団等顧客等との取引に準ずる取引等)

第一項の規定により作成した確認記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、 号施行日前 当該司法書士等が 書士等が合併、 による確認 行う第二号施行日以後の取引のうち、 改正法附則第八条第二項の第二号施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、 の取引の際に旧法第四 (以下この条において「旧法確認」という。) を行い、かつ、 事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合における 同項に規定する顧客等(以下この条において 条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項又は第二項 当該 他の司法書士等が、 当該特定社団等顧客等との間で行った第二 「特定社団等顧客等」という。) 当該旧法確認について法第六条 当該司法書士等が当 との $\widehat{\mathcal{O}}$ 間で 規定 司法

2 る特定社団等顧客等であることを確かめる措置をとった取引 めるところにより、 改正 法附則第八条第二項の政令で定める第二号施行日以後の取引は、 当該取引を行う特定社団等顧客等が第二号施行日前 (当該取引の相手方が当該旧法確認に係る特 当該司法書士等が、 の取引の際に旧法確認を行ってい 主務省令で定

該

確認記録を保存している特定社団等顧客等に係るものとする。

特定社団等顧客等を含む。)との間で行うものを除く。)とする。 定事項を偽っていた疑いがある特定社団等顧客等(その代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある 定社団等顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの及び当該旧法確認が行われた際に本人特

3 適 止 に関する法律施行令の一 用については、 第二号施行日以後の取引が第一項に規定する取引である場合における改正法附則第八条第三項の規定の 同項中 「改正法附則第八条第一項及び第二項」 部を改正する政令 (令和六年政令第六十四号) とあるのは、 附則第三条第一項」とする。 「犯罪による収 益 の移転防

第四条 各号のいずれかに該当する取引とする。 改正法附則第八条第四項の第二号施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、 次の

旧

法確認及び目的等相当確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等)

行った第二号施行日前の取引の際に旧法第四条第一項又は第二項(これらの規定を同条第五項の規定に という。)との間で行う第二号施行日以後の取引のうち、 における当該司法書士等が改正法附則第八条第四項に規定する顧客等 司法書士等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合 当該: 他の 司法書士 (以下この条において 一等が、 当該 顧客等との間で 「顧客等」

る確 う。)及び改正法第六条の規定による改正後の法第四条第一項(第一号に係る部分を除き、 法第六条第一項の規定により作成した確認記録及び当該目的等相当確認について作成した同項に規定す 及び収入の状況に係る部分を除き、 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項(同条第一項第一号に係る部分並びに資産 より読み替えて適用する場合を含む。)の規定による確認(以下この条において「旧法確認」とい による確認に相当する確認 :認記録に相当する記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、 。 以 下 「目的等相当確認」 同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) という。)を行い、 かつ、 当該司法書士等がこれらの記 当該旧法確認について 同条第五項 0) 規定

が に 司法書士等が、 いて法第六条第一 司法書士等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合 おける当該司法書士等が顧客等との間で行う第二号施行日以後の取引のうち、 当該 顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に旧法確認を行い、 当該顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に目的等相当確認を行い、 項の規定により作成した確認記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、 か つ、 当該他の司 当 該 旧 法 法書士等 確認につ かつ、 当該

録を保存している顧客等に係るもの

当該 確 認記録及び当該目的等相当確認について作成した同項に規定する確認記録に相当する記録を保存

している顧客等に係るもの

2 等又は代表者等になりすましてい た際にこれらの確認に係る事項を偽ってい 行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引 めるところにより、 改正法附則第八条第四項の政令で定める第二号施行日以後の取引は、 当該取引を行う顧客等が第二号施行日前の取引の際に る疑いがあるもの並びに当該旧法 た疑いがある顧客等 (当該取引の (その代表者等が当該事項を偽ってい 確認及び当該目的等相当 当該司法書士等が、 相手方が当該旧 旧法確認及び 法 目的等相当確認を 確認に 確 主務省令で定 認 が 係る顧客 行 た疑 わ 'n

(旧法の規定に準ずる確認等を行っている場合における経過措置)

がある顧客等を含む。)との間で行うものを除く。)とする。

1

第五条 規定に準じ改正 司法書士等が、 法附則第八条第一項に規定する顧客等を特定するに足りる事項の 法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の目前に、 旧法第四条第一項又は第二項の 確認を行 V) カュ 法第

第 一項又は第二項の規定による確認と、 当該記録を法第六条第一項に規定する確認記録とみなして、 改正

確認に関する記録を作成してその保存をしている場合には、

当該

確認を旧

法

第四句

条

六条の規定に準じ当該

法附則第八条第一項及び第三項の規定を適用する。

2 替えて適用する同条第一項又は第二項の規定に準じ改正法附則第八条第二項に規定する顧客等を特定する 規定による確認と、 ている場合には、 に足りる事 司法書士等が、 項の確認を行い、 当該 法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に、 当該記 確認を旧法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第 録を法第六条第一 かつ、 法第六条の規定に準じ当該確認に関する記録を作成してその保存をし 項に規定する確認記録とみなして、 旧法第四条第五項の規定により読み 改正法附則第八条第二項 項又は第二 一項の

(主務省令)

及び第三項の規定を適用する。

第六条 この附則における主務省令は、 内閣総理大臣、 総務大臣、 法務大臣、 財務大臣、 厚生労働大臣、農

林水産大臣、 経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。

(行政手続における特定の個 人を識別するため の番号の利用等に関する法律施行令の一 部改正)

第七条 行政手続に おける特定の個 人を識別するため の番号の 利用等に関する法律施行令 (平成二十六年政

令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第八条第一項」の下に「又は第二項」を加え、 「同条第四項又は第五項」を「同条第五

項又は第六項」に改める。

別表第二十一号中「第八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、 「同条第四項若しくは第五項」

を「同条第五項若しくは第六項」に改める。

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ

に伴い、 行政書士又は行政書士法人等による疑わしい取引の届出に係る事項を定める等の必要があるからで

我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一

部を改正する法律の一

部の施行

ある。